



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町 5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 花村

夏休み特別企画

今回は、夏休み特別企画として「社会保険・労働関係クイズ」をお届けします。暑くて集中力も低下しがちなこの時期、仕事の合間にちょっと一息、クイズにチャレンジしてみたいはいかがでしょうか。

問 1



会社内で管理職の地位にある人と労働基準法上の管理監督者は同じである。したがって、管理職に対しては残業時間の管理をする必要はない。

問 2



平成 22 年に施行された改正育児介護休業法により、現在すべての会社に短時間勤務制度の導入が義務付けられている。

問 3

平成 22 年度に業務上の労災と認定された精神障害等の件数は過去最高となったが、発症のきっかけとなった出来事は「仕事の量・質の変化」が最も多く、次に多いのが「対人関係のトラブル」である。



問 4



平成 23 年度の健保組合予算早期集計結果によると、健康保険組合の保険料収入に対する支出のうち、64 歳以上の高齢者や退職者への拠出金・納付金等の割合は約 45% を占める。

解答 & 解説

問題 1 : × 労働基準法上の管理監督者は「経営者と一体の立場にある者」です。「店長」や「課長」等の役職者であっても、管理監督者に当てはまらない場合もあり、この場合は残業時間の管理が必要です。管理監督者に該当するか否かは職務内容や責任と権限、待遇等の実態により判断します。

問題 2 : × 平成 22 年の改正育児介護休業法により、短時間勤務制度の導入が義務付けられました。しかし、**常時雇用する労働者数が 100 人以下の中小企業**には現在は適用が猶予されています。ただし、**平成 24 年 7 月 1 日**からは 100 人以下の中小企業にも適用されるので、短時間勤務制度がない会社は来年に向けて準備を進めましょう。

問題 3 : ○ 平成 22 年度に業務上の労災と認定された精神障害等 308 件のうち、発症のきっかけとなった出来事として最も多いのが「仕事の量・質の変化」で 67 件、次が「対人関係のトラブル」の 65 件で、合わせて全体の 4 割を占めています。特筆すべきは「対人関係のトラブル」が前年度に比べて 2 倍以上増加している点です。（※厚生労働省「平成 22 年度脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況まとめ」より）

問題 4 : ○ 退職後～74 歳等への拠出金等（「退職者給付拠出金」＋「前期高齢者納付金」＋「病床転換支援金」＋「日雇拠出金」）は保険料収入に対し 22.8%、75 歳以上への拠出金等（「老人保健拠出金」＋「後期高齢者支援金」）は 22.1% となっており、保険料収入に対する拠出金等の合計は全体の約 45% になっています。（※健康保険組合連合会「平成 23 年度健保組合予算早期集計結果の概要」より）